

## 令和2年度 第1回花緑検討小委員会 議事録

- 1 日 時 令和2年11月20日（金）10：00～12：00
- 2 場 所 兵庫県庁第3号館6階 第6委員会室
- 3 出席者 大藪委員、岡委員、中野委員、平田委員長、森川委員、森山委員、山田委員
- 4 内 容
  - (1) ひょうご花緑創造プラン中間評価報告書（案）について
  - (2) 県民まちなみ緑化事業（第3期）の評価・検証報告書について

### 【事務局より説明】

- (1) 資料2～4により説明
- (2) 資料5～6により説明

### 【委員からの意見等】

- (1) ひょうご花緑創造プラン中間評価報告書（案）について

（委員）10年間のひょうご花緑創造プランの計画期間のうち前期5年間における事業実施状況及び成果並びに評価の説明をいただいた。まず、前期5年間の成果の評価について、このような評価結果でよいかどうか、ご意見をいただきたい。

（委員）資料4の3頁にある施策体系に記載された【再掲】や【拡】はどういった意味か。また、推進施策13のひょうごまちなみガーデンショーの広域開催の【廃】はどういった意味か。

（事務局）【拡】については、来年度以降、県民まちなみ緑化事業の見直しにより事業を拡大していくものになる。【再掲】は、各施策は必ずしも一つの基本方針にだけ対応するものではなく、複数の基本方針にまたがる施策もあるので、最初に掲載されたものに対して再度掲載ということで記載している。

ひょうごまちなみガーデンショーについては、各市町で県民に花を楽しんでいただく類似したイベントが実施されていること、ガーデンショーは明石市で開催を続けており、既に地域に定着していることから、明石市以外は各市町が行う緑化イベントに任せることとして進めていきたいと考えている。

（委員）ひょうごまちなみガーデンショーは、中間評価の時点で当初の計画を変更し、広域開催を廃止にすると理解してよいか。また、計画が変更されることに関して、何らかの手続きは取る必要はあるのか。

（事務局）地方部での緑化を体験するようなイベントに関しては、各市町のイベントに任せ、ひょうごまちなみガーデンショーを各市町で開催することは考えていないが、事業実施の趣旨は変えていないので、手続きの必要はないと考えている。

(委員) 【廃】と記載すると県民に対して誤解を招くので、趣旨を十分に説明した方がよい。

(委員) 3頁の表は、推進施策の体系を説明しているだけであり、拡大や廃止など評価を踏まえた変更は、施策体系に記載するのではなく、評価の中で記載すべきかと思われるので、訂正をお願いしたい。

(委員) 資料4の7頁の推進施策11にある楽農生活交流人口はどのように計上しているのか。

(事務局) 農林水産ビジョンで位置付けられている指標であり、楽農生活センターや地域の農産物の加工等の農林業を体験ができる施設の利用者の総計を楽農生活交流人口としている。

(委員) 資料4の2頁にある市街化区域の緑地割合の3割維持について、プラン策定時から少しずつ下がっている傾向にあり、緑地割合を維持するための方針を考えておかなければいけないのではないかと。現プランが終了する令和7年度までは維持出来るかもしれないが、それ以降の目標数値をどうするのか、プランの取組を全て実施したら3割を維持できるのか、減少傾向が回復するのかということについて考えておいた方がいいかと思う。

(事務局) 現時点では現在の施策を進めることで3割を維持していきたいと考えている。令和7年度以降の対応までは検討していないが、5年後に緑地割合が減少するという事態が起こる可能性がないとは言えないので、出来ることを考えていきたい。

(委員) このプランの推進によって緑地割合の減少を食い止めるということは重要な視点であるので、よろしくをお願いしたい。

(委員) 今後5年間の進め方で右肩下がり食い止めることができるようにしてもらいたい。

(委員) 資料4の2頁で、身近な花と緑に対する満足度が目標70%に対して78.8%と非常に高くなっており、逆に令和7年度には下がるかもしれないが、どのように考えているか。

(事務局) 昨年度、県民モニター調査により満足度を調査したもので、同一人物が回答している訳ではなく調査時ごとにモニターが変わるため、調査の限界がある。今回調査時のモニターは高齢者の割合が若干増えていることから、満足度が高目に出たと考えられる。令和7年度と2年度を比較する際は属性の分析が必要と考えている。

(委員) 今回の数値的な状況は10頁に集約されるが、これをどのように評価するか。

中間目標を達成出来なかった施策について、その理由を明確に分析することが次の5ヶ年の施策検討の要素になると思われる。県民まちなみ緑化事業の人口集中地区における緑地面積と校園庭の芝生化について、▲となった理由は何か。校園庭の芝生化は維持管理の不安があると分析されているが、人口集中地域における緑化面積が目標に達しなかった理由をどのように分析しているのか。

(事務局) 人口集中地区では、まとまった敷地の緑化が難しいということがあり、その点が一番の要因と考えている。小さな敷地での緑化を図っていくが必要と考えている。

(事務局) 県民まちなみ緑化事業について、人口集中地区において5年間で50haの目標に達していないが、人口集中地区の緑地割合は24.6%とプラン策定時から増加している。県民まちなみ緑化事業も緑地の確保に貢献しており、後期5ヵ年も事業の推進を図りたい。

(委員) 基本方針3の森林管理100%作戦について、森林環境譲与税の活用とあるが、県民緑税による取組との使い分け方は決まっているのか。プランの目標値として採用してよいか。

(事務局) 農林部局で国の補助金での実施、森林環境譲与税での実施、県民緑税での実施を整理している。県民緑税では防災対策を実施することとしている。人工林の中で経済林と里山の部分に関しては国の補助金で実施している。人工林のうち奥地など採算性の合わない非経済林については、森林環境譲与税で実施することとなっている。プランでは人工林の間伐が目標値となっており、里山林の保全を目的として、広く森林の手入れを行うということで、この数値を採用している。

(委員) 木質バイオマスの利用が進み、木材に経済性が生じたことにより利用される木材が多くなり、山林に放置された木材が減少している。今後、再生可能エネルギーの利用の方向に進んでいくと思うが、バイオマスの利用が進むと、ボランティア活動により里山を整備する山林と、経済性を勘案して整備に取り組んでいく山林をどのように仕訳していくのか考えておかなければいけないのではないかと。

(事務局) 木材をバイオマス発電の燃料として活用されていることは農林部局から聞いている。その木材がどの山林、経済林から切ってきたものかは把握できておらず、確認したいと思う。

(委員) 放置されている木材を何とか利用しようと思っても手が付けられなかったが、最近は経済性が出てきたことにより処理されている状況である。経済性が出てきた時に山林の活用状況が変わることは、今後考えておかないといけない。

(委員) ひょうご花緑創造プラン自体は事業ではなく、政策の目標、達成すべき目標に対してどうであったかを評価するものとなる。一方、災害に強い森づくり事業は、県民緑税を財源として支援するので、経済的に成り立つ活動とボランティア

ア支援をどう峻別するか判断が必要になってくるかと思う。

これまでの前期5年間のプランの進捗については、事務局でまとめた中間評価の方向で取りまとめさせていただくことでよいか。

(異議なし)

それでは、これまでの中間評価を踏まえて後期5年間の推進について、議論を進めていきたいと思う。今後、令和7年度に向けてどのように推進していくかについて意見をいただきたい。

(委員) 参加者数で目標を設定している施策があるが、新型コロナウイルスの感染が拡大している中、参加者数にはあまりこだわらなくていいのではないかと。新型コロナウイルスの影響があったものについては、目標とは別に、感染しない安全な人数で運用し、その間のカウントに関しては十分に配慮することとし、無理やり目標値を達成しようすることはしない方がいいのではないかと。

(事務局) 参加者人数が目標に達していない施策について所管課に確認したところ、新型コロナウイルスの影響でイベントが出来なかったものがある。当課が所管するオープンガーデンの支援についても、辞退者が出たためオープンガーデンを中止したものがある。委員からいただいた意見はそのとおりと理解しているので、評価にあたっては考慮すべき事項として対応したい。

(委員) 参加者目標だけを追い求めるものではないということを記載していただいたら良いと思う。

(委員) 再生可能エネルギーの必要性が高まるにつれて、太陽光発電の用地が森林地域や農地などにかなり浸食していくのではないかとと思われる。都市内で緑地の代わりに増えていく可能性もないわけではない。太陽光発電は屋上緑化相当と見なすという考え方があるが、再生可能エネルギーの必要性と緑地の必要性について、短絡的に結びつけることはできないが、意見を伺いたい。

(事務局) 環境の保全と創造に関する条例では、屋上緑化が難しい箇所については太陽光発電に代えることが出来るという取り扱いを適用しており、緑地の代わりに太陽光発電施設を設置する事例が見受けられる。再生可能エネルギーの観点では自然に優しいものであるが、太陽光発電を設置することによって反射光などの問題が懸念されるため、県では太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例により敷地周囲に配慮するように規制しているが、設置を止めることまではしていない。緑地とどういう結びつけるかについては、ご意見を伺いながら、今後検討していきたい。

(委員) 緑化とは直接的には関係ないかもしれないが、緑化の観点から考えて太陽光発電を是とするのか、どのように考えているか。

(事務局) 環境の保全と創造に関する条例では、太陽光発電の設置を緑地に置き換え

ることが出来ることとしているが、緑と同等と見なすかどうかという議論には至っていない。

(委員) 農業従事者の高齢化が進んでいく中、農地や山の中で太陽光発電設備が設置されている。こうしたことに対して、緑は無くなったが、持続可能エネルギーが出来たからいいという捉え方なのかをはっきりさせておかなければ無制限に設置が進んでいくと思う。特に遊休農地を太陽光発電用地に転換していく農家が増えていくと思われ、一定の歯止めは必要ではないか。極端に言えば、校園庭の緑化が無理であれば、太陽光発電を設置すればよいのではないかという議論になるのではないかと思う。

(事務局) 緑は残していくこととし、山林を開発して太陽光発電を設置することを是とはしていないが、農政部局での議論もあるので、スタンスはまだ決まっていない。しかし、環境の観点から太陽光発電を普及する流れは変わらないと思うので、環境とどう折り合いをつけていくかについては、考えて行かなければならない。

(委員) このプランだけで解決できる問題ではなく、開発許可等も関係してくる。太陽光発電へのニーズや農地の担い手の高齢化等の状況の中でどのようにバランスを取るか。今後、他の委員会や所管部局でも議論されていくことと思う。

(委員) 今後5年間の大きな潮流として、新型コロナウイルスの感染拡大により新しいライフスタイルに変わっていくことは長期的な話になる。ライフスタイルが変わる潮目であり、ステイホームのように暮らし方が変わり、身近な自然へのニーズが広がると予想される。

また、花緑関係の担い手だった人が高齢化していき、維持管理に時間を割ける人が減ってしまう、放置された庭が増える、維持管理ができないから伐採してしまう庭が増えるなど、高齢化に伴い維持管理の仕方や花緑の所有の仕方が変わることが予想される。その方向性を認識しておくことが必要ではないかと思う。

(委員) 先程、人口集中地区においては建築敷地として活用され、緑化される土地が無いという指摘があったが、都心から外れた地方都市の中心市街地では空き地が増えている。使われない土地が増えていくより、そういった土地がコミュニティガーデンなどに変わっていくことを住民も望んでいると思われるし、リモートワークになった人達がコミュニティガーデンの担い手になる時代も来るのではないかと思われる。北播磨のある市内に移住した人から近くの空き地を借りてコミュニティガーデンにしたいという相談を受けており、そのようなパターンが出てくるのではないかと思う。

土地の所有者にとっては、コミュニティガーデンにすることによって固定資産税が減免されることになれば、貸す人も増えるのではないかと思う。空き地を駐車場にして活用しようとしてもこれからは車を手放す人も増えてきて借り手も少なくなっている状況がある。使われていない土地を若い人達がコミュニティガーデンにして、地域の子育て事業に使い、そこに県民まちなみ緑化事業を使って緑化するのであれば貸した方がいいということになる。その時に固定資産税

を払い続けながら貸すのではなく、地域の人に使ってもらえるのであれば固定資産が少し安くなるということになると、そのような流れができるかも知れない。固定資産税は市の管轄なので県と市の連携が必要になってくる。

市民緑地制度などの活用が固定資産税の対象になり得るかもしれない。市民緑地制度を使ってコミュニティガーデンの基盤を作り、そこに県民まちなみ緑化事業でハード整備をしていくという一つのモデルが定着すれば、人口集中地区における緑化面積の増加の点からも、三宮の都心部ではないが、地方都市の中心市街地で商店街の衰退などが問題になっているような地域で、この事業を活用することができるのではないかと思っている。

(事務局) 市民緑地制度は神戸市で1件活用されているが、全国でも数件に留まり活用できていないという状況である。神戸市にその理由を聞いたところ、みどり法人として緑地活用を担う人が見つからないということであった。ご指摘のような組み合わせができればと思う。

(委員) 市街化区域に自身が所有している田があり通常は固定資産税が掛かるが、学童農園として貸しているため免除になり助かっている。具体的な提案があれば興味を示す地主は多いと思う。

遠方の市民農園に行くより、近隣の空き地で畑作業ができるのであれば関わる人はいると思う。また、新型コロナウイルスにより在宅の方がガーデニングをしている状況が生まれており、これからも続いて行くと思われる。そうした視点からも、土地を提供しやすくしていくために、市との連携が必要かと思う。

(委員) ひょうご花緑創造プランについての今後の5年間の推進方策に対するご意見、ご提案は、報告書の今後の対応にまとめていただくということにさせていただきたいと思うがよいか。

(異議なし)

以上をもって、花緑創造プランについての中間評価と今後5年間の進め方についての審議を終わらせていただきたい。

(事務局) 資料4 報告書への委員からいただいた意見の記載について、平田委員長と相談しながら進めさせていただきたいが、平田委員長に一任させていただくことでよいか。

(異議なし)

それでは、平田委員長と相談の上、盛り込む記載内容について検討していきたい。

## (2) 県民まちなみ緑化事業（第3期）の評価・検証報告書について

(委員) 第3期の成果を踏まえた上で、課題を解決していくべく、県民緑税の延長を12月の県議会に上程するとの説明であった。ただ今の説明について、質問等があればいただきたい。

(委員) プランターの緑化は、灌水装置なども含めて対応が可能か。

(事務局) 従前から補助限度額内での整備は可能としているので、プランターの緑化についても1基当たり30万円を超えない範囲で整備するものに関しては対応可能とする予定にしている。

(委員) 地面に植えるものでなく、根茎が制限されるので、自動灌水装置等で担保する必要があるかと思う。トマトやオレンジなど根茎を制約して管理する栽培手法もあるので、そういった点も踏まえて、灌水装置等機器類のサポートも可能であることを明らかにしておいた方がよいと思う。

(委員) 先程意見があったように、借地で緑化する場合、住民団体が行うひろばの芝生化など、制度の利用は可能と考えてよいか。

(事務局) 土地所有者の同意が得られるのであれば可能である。是非活用していただきたい。

(委員) 校庭の芝生化は、維持管理を担う方にとっては、不安があり、踏み切るには決断がいることだと思われるので、実際に既に取り組みされている場所へ見学に行くなど、不安を払拭するというようなことはできないか。決めかねている人の背中を押すようなことはできないか。

(事務局) 協議の結果、事業の実現には至っていないが、やり方で工夫していきたい。思ったほど大変ではないという意見の場所もあるので、そういう場所を見てもらえるようにできればと考えている。

(委員) 校庭の芝生化が進まないことについて、問題になっているのが維持管理などのやり方が分からないということだと思う。地域の自治会や各種団体の長が所属するまちづくり協議会で学校の芝生化を行うことを決め、PTAで維持管理するようになしたが、なぜ勝手に決めるのかとPTAから反発があり、実現できなくなったことがある。学校から当校で芝生化をしたいが維持管理をしてくれる方は地域にいないか、と話していく方がスムーズに決まるのではないかと思う。  
また、子供たちが走り回る運動場の中心部分を芝生化しても枯れてしまうので、周囲から進めていくのが良いかと思うが、その場合、芝生を張っていくという考え方ではなくて、芝生の種をまくという考え方の方が、手間が掛からずに実施することが出来ると思う。

(事務局) 芝生化に関しては、今回、補助限度額を拡大した理由として、サッカーなどが出来る広い面積を芝生化したいという相談があり、対応できるようにした経緯がある。運動場の中心部に植えたら剥げるということもあるが、上手くいっている事例としては敷地の周囲を芝生化したことで近隣住民から砂埃が少なくなって良かったと喜んでもらった事例や、芝生の上なら痛くないため体育祭の組体操の練習に使っている事例などがあり、そのような使い方を提案しながら学校にア

アプローチしていくのがいいかと思う。

(委員) 協議会とPTAなど、地域の団体が連携して上手く進められるようにしてもらいたい。

(委員) 校庭の芝生は、元々は緑というより、子供達の体力の向上やスポーツのために始めたものであり、緑化が第一の目的ではなく、子供たちが転んでも怪我しないということや、サッカーやラグビーをする人にとって芝生というのは必要なものであり、目的の考え方が違うのではないか。他の緑化とは意味合いが違っていると考えており、周囲を芝生化することにはどちらかと言えば反対で、子供達にとって全く利用価値がないものとなる。子供達が走ったりするところを芝生にしないと、子供達にとっては意味がない。維持管理する側にとっては、あまり使って欲しくないなど、思いが相反することが出てくる。教育委員会や先生達が芝生にしたいという場合や地域の方が芝生化したいという場合など、今まで様々なやり方で芝生化されてきているので、その点を考えてもらいたい。

(委員) 学校やPTAとよく連携を取ることが必要かと思うので、留意事項としていただきたい。

今後、県民緑税の延長を議会で認められれば、本日の意見を踏まえて事業の進捗に努めていただきたい。

それでは、これをもって議論を終了する。

(事務局) 今後の予定だが、12月11日のまちづくり審議会において、本日審議いただいたプランの中間評価報告書について、平田委員長から報告していただきたいと考えている。報告書については、委員からいただいた意見を反映することで委員長と相談し、平田委員長一任とさせていただくのでよろしくお願いしたい。

なお、委員には、報告案ができた際に、まちづくり審議会の開催までに、事務局よりお知らせする。